



## 熱中症対策のクーリングシェルター

～東かがわ市が公共施設7カ所、民間施設4カ所を指定～

熱中症対策を強化するために、令和6年4月に改正気候変動適応法が施行されました。東かがわ市では、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）が発表された際に、暑さを避けて休憩を取れる施設として「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を開設します。

熱中症特別警戒アラートが発表されるなど、危険な暑さが見込まれるときは、冷房が効いた室内で過ごすことが基本となります。やむを得ず外出する際に危険な暑さに見舞われた場合や自宅に冷房設備がない場合は、十分な水分補給をするとともに、適宜、「クーリングシェルター」などを活用し、熱中症の予防に努めましょう。

### ◆クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定等概要

#### ●実施目的

気候変動適応法で規定する熱中症特別警戒情報が発表された場合において、市民等の熱中症による健康被害の発生を防止するため、市内の冷房施設を有する施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定及び開放すること

#### ●令和8年度の運用期間 令和8年4月22日(水)～令和8年10月21日(水)

#### ●東かがわ市内クーリングシェルター施設

（クーリングシェルターのポスターを掲示しています。）

公共施設：東かがわ市本庁舎、ひとの駅さんぼんまつ、市立図書館、引田公民館、大内公民館、交流プラザ、人権センター大内交流館

民間施設：ズームイン、ドコモショップ三本松店、高松信用金庫三本松支店、百十四銀行東かがわ営業部※ズームインは18歳未満は利用不可

#### ●クーリングシェルター利用時の注意

- ・飲料水等は各自でご準備ください。
- ・クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。高温・多湿が予測される日は涼しい部屋や場所にいることを心がけましょう。
- ・利用できる日・時間は指定の施設が開館している日・時間になります。
- ・その他、利用にあたっては各施設の指示に従ってください。

### ◆クーリングシェルターにご協力いただける民間施設を募集しています。

#### ●応募方法

市ホームページに掲載している「東かがわ市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定同意書」に必要事項を記載いただき、市長寿保健課へご持参ください。詳細は市ホームページに掲載しています。

### ◆その他

- ・熱中症特別警戒アラートは、香川県内の暑さ指数予測地点の全てで、前日午前10時頃時点における翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35に達する場合に、前日午後2時頃、都道府県ごとに発表されます。
- ・発表された場合は、告知放送端末、市ホームページでお知らせします。

問い合わせ先

東かがわ市役所 長寿保健課

電話 0879-26-1360

FAX 0879-26-1339